

# 自衛隊への名簿提供について

日本共産党 三原淳子

# 自衛隊は毎年、募集対象者の個人情報提供を自治体に求めている

防衛省：自衛官や自衛官候補生の募集に関し必要な「資料」だとして要求

↓ 国が基となる通知を自治体に発出して、その後地方協力本部を通して要請

自治体：住民基本台帳情報(4情報)を基に「適齢者名簿」を作成

→募集案内の郵便物(ダイレクトメール)の送付などに使用

対象は18歳のみ、18歳と22歳(21歳)を中心に、18～32歳までの住民すべての場合も

防衛省の依頼に対する自治体の対応は大別すると・・・

- 住民基本台帳情報の紙や電子媒体などによる名簿提供(宛名シールを含む)
- 住民基本台帳の閲覧による対応
  - 対象者を抽出した閲覧か、台帳全体の閲覧か 抽出閲覧 or 閲覧

\*対象者が極端に少ない自治体には、そもそも自衛隊から提供依頼されていない場合も

\*ごく少数の自治体で閲覧を含めて拒む場合も

# 住民基本台帳法では、 **台帳情報の外部提供については定めなし** **(住民票の交付、住基ネットをのぞく)**

→名簿として提供することは認められない

## 市長村長には住基データの 適正管理義務(住基法第3条)がある

・「閲覧」については…

個人情報保護に留意して「原則非公開」(2006年11月1日改正法施行)

**11条1項: 国の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、自治体に対して住民基本台帳の閲覧を請求することができる**

→公用・公益性が高いと認められて閲覧可能

※閲覧を断った自治体も実際にある→**「対象者を特定して勧誘を行うことに公益性なし」**

# 自衛隊法97条1項について

→自治体の首長が行う募集事務の内容で具体的に何を指すか特に定められていない

自衛隊法施行令120条について → 施行令114~119条を受けて規定

=募集業務、募集期間の公示、資格調査、受験票の交付、試験期間・会場の公示…

「資料提供」の要請は上記の項目にかかる→**個人情報**の提供を行う根拠づけにはならない

自衛隊法施行令120条の記述 「…必要な報告又は資料の提出を求めることができる」という規定

→請求に応じるかどうかは自治体の判断に委ねられている

# 「技術的助言」への対応は自治体に委ねられている

防衛・総務両省の通知(2021年2月5日付)はこれに基づく

## 地方自治法245条の4の1項

各大臣(内閣府設置法第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第5条第1項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第14章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める**技術的助言**若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

## ・ // 247条3項

国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った**助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない**

# 2003年4月23日の衆院個人情報保護に関する特別委員会での答弁

## 住民基本台帳の4情報と4情報以外(健康情報など)に関連し…

・「市町村は(中略)私どもが依頼をしても、こたえる義務というのは必ずしもございません」石破茂防衛庁長官答弁——黄川田徹議員(自由党)の質問

・「私どもは依頼をしておるわけでございますし、そのことについてはこたえられないということであれば、それはそれでいたし方がないということでございます」石破茂防衛庁長官答弁——春名直章議員(共産党)の質問

2023年11月16日の参院外交防衛委員会でも、  
提供の「義務なし」を明確に答弁(木原稔防衛相)——山添拓議員(共産党)の質問

自衛官等募集業務のため対象者情報の紙または電子媒体での提供は、

**地方自治体に応じる「義務」がないことは確立した政府解釈**

# 「除外申請」制度について

- ▶ 意に反する個人情報の提供を防ぐため
- ▶ 対象者のHPや広報紙誌での制度紹介だけで自治体が周知徹底せず
- ▶ 制度の趣旨を生かすなら対象者全員に提供可否を確認し、同意を得られた場合のみ提供するのが本来のあり方
- ▶ 除外申請を提出しなかったら「同意した」とみなす現在の方式は問題

# 名簿提供を取りやめた自治体も

## 福岡県筑後市が自衛隊への対象者情報提供について、 2021年に18歳と22歳の名簿提供を取りやめ

### ▶ 筑後市行政審査会（2020年11月27日付）意見

名簿という形で自衛隊へ提供してきた個人情報、いずれも住民基本台帳法第11条第1項の規定による閲覧により取得できることからすると、名簿の提出は単に自衛隊に対し便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。

本来地方公共団体は、個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利利益を保護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とはいえない。



# 誰もが等しく尊重され 安心して暮らせる社会の実現を

憲法では、人権保障と民主主義を実現するべく、住民が地方政治に参画し地域のことを自ら決定すること（住民自治）が重要であり、そのために地方自治体の自律権（団体自治）を保障している。（地方自治の本旨）

- ▶ 憲法11条 国民は、すべての基本的人権の享受を妨げられない。この憲法が保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- ▶ 憲法13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- ▶ 憲法92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。
- ▶ 憲法93条 ①地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

憲法9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争の解決をす  
る手段としては、永久にこれを放棄する。